

九州大学病院指導歯科医講習会規程

平成16年度九大規程第149号
施行：平成16年9月1日
最終改正：平成21年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修において研修歯科医の指導にあたる「指導歯科医」を養成することを目的として、九州大学病院が実施する指導歯科医講習会(以下「講習会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2条 講習会の募集人員は、九州大学病院長(以下「病院長」という。)が別に定める。

(受講資格)

第3条 講習会を受講できる者は、次の各号のいずれかに該当するもので、病院長が適当と認められた者とする。

- (1) 7年以上の臨床経験(臨床研修期間を含む。以下この条において同じ。)を有する歯科医師
- (2) 日本歯科医学会分科会の認定医又は専門医の資格を有する歯科医師で、5年以上の臨床経験を有するもの
- (3) 大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属する歯科医師で、5年以上の臨床経験を有するもの

(申請)

第4条 講習会の受講を希望する者は、所定の申請書により病院長に申請しなければならない。

(受講の許可)

第5条 病院長は、前項の申請書を提出した者のうちから、診療専門領域、経験、募集人員等を総合的に考慮して講習会の受講を許可する。

(講習料)

第6条 受講を許可された者は、所定の期日までに講習料を納付しなければならない。

2 前項の講習料の額は、総長の承認を得て、病院長が別に定める。

3 既納の講習料は、返還しない。

(事務)

第7条 講習会に関する事務は、九州大学病院事務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規程第43号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。